

# 第1章

## 人権教育の取組について



### 栃木県教育委員会における人権教育の取組

#### 人権教育の推進について

栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」（下記参照）に基づき、「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」（H23～27）に沿うとともに、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（H15.4）、「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」（H23～27）などの趣旨を踏まえ、県内すべての学校、すべての地域において人権教育を推進しています。

#### 栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会  
平成13年11月6日決定  
平成14年 4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

## ○人権教育の意義と目的

人権教育とは、すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するための人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。

## ○社会教育における人権教育の推進

生涯学習の推進のための各種施策を通じ、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めます。

## ○人権教育推進の内容（詳細は、P 4 栃木県における人権教育の内容を参照）

人権教育は、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」、さらにこれらを支えるものとして、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」の3つの内容により構成されています。この「3つの内容」が相互に補完しあって、人権教育を成り立たせています。人権尊重の理念について理解するためには、これらの内容を効果的かつ適切に学習することが大切です。

## ○学習方法

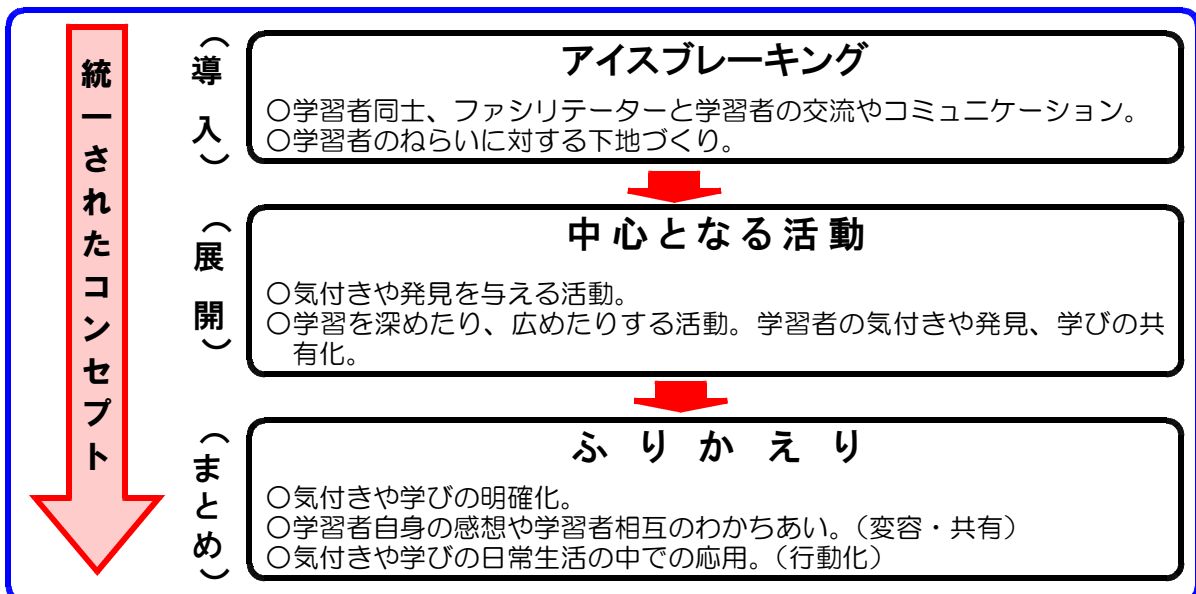
社会教育における人権教育の具体的な学びの方法としては、「参加体験型」や「講義型」、「広報誌型」などがあります。ここでは「参加体験型」を取り上げます。この学習方法では、学習者が主体的に学習できるようにすることが大切です。

### 《 参加体験型 》

#### ・ワークショップ

参加者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら、人権感覚や人権意識を高める参加体験型の手法を取り入れた学習方法です。

ワークショップは、以下の3つの構成要素から成り立っています。



## 栃木県教育委員会における人権教育の内容

人権教育推進の3つの内容を図解すると、下記ようになります。

### 人権教育推進の3つの内容

#### 人権尊重の精神の涵養

##### 豊かな人間性

◇生命を尊重する心、他人を思いやる心、正義感や公平さを重んじる心、個性を認め合う心などを育てます。

##### 人権意識

◇人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識を高めます。

#### 人権が尊重された雰囲気や環境

◇一人一人を大切にされた雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくります。

## 豊かな人間性

- ボランティア活動や様々な体験活動、社会貢献活動などを充実するための環境整備を図るなど、事業全般をとおしたあらゆる場面で、担当者が「豊かな人間性を育てること」を意識しながら活動を展開することが大切です。

## 人権意識

- 「人権意識を高めるため」には、学習者のこれまでの学習状況や人権問題に対する理解度、地域の実情、講座等のねらいや学習者の構成などを考慮したうえで、基本的人権などの人権一般や様々な人権問題についての学習を行い、人権に関する知識や技能、態度を身に付けることが大切です。

### ★ 人権一般 ★

☆人権に関する基本的な知識や技能の習得

基本的人権（自由権、平等権、社会権など）、個人の尊重、人権の歴史など

### ★ 様々な人権問題 ★

- ☆女性
- ☆子ども
- ☆高齢者
- ☆障害者
- ☆同和問題
- ☆外国人
- ☆HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者
- ☆犯罪被害者とその家族
- ☆インターネットによる人権侵害
- ☆アイヌの人々
- ☆刑を終えて出所した人
- ☆性的指向にかかわる人権問題
- ☆ホームレス
- ☆性同一性障害者
- ☆北朝鮮当局による拉致問題等

参考：『栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）』栃木県(H23.3)  
『人権について考える』栃木県(H24.3)

## 人権が尊重された雰囲気や環境

- 人権教育は、一人一人の人権が尊重された雰囲気や環境の中で展開されることが大切です。この人権が尊重された雰囲気や環境づくりは、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めることの取組を支えるものとして、すべての事業すべての講座において取り組まなければなりません。

# これだけは知っておきたい人権に関わるキーワード

人権教育を進めていく際には、国連や日本、栃木県の主な取組を理解しておくことが大切です。

## 国連の取組

### 世界人権宣言 (1948年12月10日)

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

国際連合は、第二次世界大戦の反省から「世界人権宣言」を採択しました。この宣言には、法的拘束力がないため様々な条約や規約が定められてきました。

### 日本が採択した人権に関わる主な条約・規約

(国連の採択年/日本の締結年)

- 人種差別撤廃条約(1965年/1995年)
- 国際人権規約(1966年/1979年)
  - ・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約):労働の権利など(ただし日本は第13条を留保)
  - ・市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約):個人の生活を保護する自由権など
- 女性差別撤廃条約(1979年/1985年)
- 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(1989年/1994年)

### 子どもの権利条約の4つの柱

- ・ 豊やかに生きる権利
- ・ 教育を受け自分らしく成長する権利
- ・ 差別や虐待、搾取から守られる権利
- ・ 自分の意見を表明し参加する権利

国連は、人権教育のための世界計画を策定しました。初等中等教育の取組に重点を置いた第一フェーズ(2005~2009)を経て、現在では、高等教育及びあらゆるレベルの教員・公務員等の人権研修に重点を置いた第二フェーズ(2010~2014)の取組を進めています。

## 日本の取組

### 日本国憲法 (1946年11月3日)

基本的人権の尊重は、日本国憲法の三大原則の一つとして、「自由権」「平等権」「社会権」などが保障されています。また、97条では、基本的人権について「現在及び将来の国民に対し、優すことのできない永久の権利として信託されたものである」と示されています。

### 人権教育に関わる法律・計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年)  
国や地方公共団体、国民の責務を明らかにし、基本計画の策定や財政上の措置などを定めた法律です。

「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年)  
上記の法律に基づき、人権教育や啓発を進めていくための計画です。人権課題として、平成23年4月に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

### 人権問題に関わる主な法律

「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年)  
児童虐待の禁止、予防及び早期発見、国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定め、児童の権利利益を守ることを目的とした法律です。学校関係者等には、早期発見と通告義務が求められています。

「障害者基本法」(1970年)  
障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本的理念や国、地方公共団体等の責務を明らかにした法律です。教育においては、障害者が年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮していくことが求められています。

## 栃木県の取組

### 栃木県人権尊重の社会づくり条例(2003年)

県や県民の責務を明らかにし、人権尊重の社会づくりのための基本方針を定めるように求めた条例です。

### 栃木県人権教育基本方針(2002年)

県教育委員会では、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、6つの基本方針を示しています。

### 栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)(2011年~2015年)

県の人権尊重の社会づくりに関する基本的な取組方向を明らかにした計画です。



### とちぎ教育振興ビジョン(三層計画)(2011年~2015年)

#### 視点6 人権尊重の精神をはぐむ教育の推進

#### 【三つの施策】



#### 【三つの内容】



#### 人権尊重の精神の涵養